

★★ 負担限度額認定申請に必要なもの ★★

● 被保険者本人が申請手続きを行う場合

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 被保険者の方の本人確認できる書類
※顔写真つきのもの（運転免許証等）なら1種類、
顔写真のついていないもの（保険証等）なら2種類必要
- ③ 被保険者本人と、配偶者の方の金融資産の確認できる書類
(1) 預貯金通帳等（普通・定期） ※所有する全ての通帳
(2) 有価証券（株式・国債等）残高証明書 等
※ 詳細は裏面に記載していますのでご確認ください。

● ご家族など代理の方が申請手続きを行う場合

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 被保険者本人からの委任状、又は被保険者本人の介護保険被保険者証等
- ③ 申請手続きを行う方の本人確認できる書類
※顔写真つきのもの（運転免許証等）なら1種類、
顔写真のついていないもの（保険証等）なら2種類必要
- ④ 被保険者本人と、配偶者の方の金融資産の確認できる書類
(1) 預貯金通帳等（普通・定期） ※所有する全ての通帳
(2) 有価証券（株式・国債等）残高証明書 等
※ 詳細は裏面に記載していますのでご確認ください。

★ 窓口にお越しいただくか、申請書に記入・必要書類を添付の上、郵送してください。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

裏面もご覧ください

【お問合せ先】

〒646-0028

田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター内

田辺市やすらぎ対策課 介護保険係

(TEL) 0739-26-4931 (FAX) 0739-25-3994

◆金融資産の確認できる書類について（ご夫婦の場合は、配偶者に係る添付書類も必要）◆

対象となる資産の種類	必要な書類
<p>預貯金（普通・定期） ※本人、配偶者名義の<u>すべての預貯金</u>が対象 ※残高が少額である場合も対象</p> <p>※<u>長期間記帳されていない通帳の場合受付できません</u>ので、必ずATMや窓口で記帳してください。</p>	<p>通帳の写し ※ネット銀行の場合はウェブサイトの写しでも可 ①金融機関名・支店名・口座番号・名義の記載されたページ ②申請日の2ヶ月以内に記載した最終残高のページ ③定期預金のページ又は証書</p> <p>※<u>総合口座をお持ちの方は、通帳に定期預金のページがありますので残高がなくても写しを添付してください</u> ※<u>普通預金がマイナスの場合、定期預金があります</u> ※<u>明細ページに「定期積金」などの記載があれば、別に定期積金通帳や証書がある可能性があります</u></p>
<p>有価証券 （株式・国債・出資証券等）</p>	<p>銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写しや、評価額の分かる書類の写し ※ウェブサイトの写しでも可</p>
<p>投資信託</p>	<p>信託銀行の口座名義等と口座残高の写し ※ウェブサイトの写しでも可</p>
<p>金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属</p>	<p>購入先の銀行等の口座残高のコピー等 ※ウェブサイトの写しでも可</p>
<p>現金（タンス預金等）</p>	<p>申請書に金額を記入する</p>
<p>負債（借入金・住宅ローン等） ※預貯金の額から減額します</p>	<p>残高証明書等</p>
<p>家・土地等の不動産、生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財等の資産は、対象外です。</p>	

※生活保護受給者の方は、資産申告書類は不要です。